

岸和田市公用車広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市広告収入事業実施要綱（以下「広告要綱」という。）第3条第5号の規定に基づき、岸和田市が取扱う公用車（以下「公用車」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 公用車に掲載することができる広告は、広告要綱第5条に規定する基準によるものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、公用車を利用した広告の内容及びデザインが交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれがあると市長が認めるものは掲載しない。

(広告の掲出方法及び規格)

第3条 公用車への広告の掲出方法は、マグネットシートの貼付によるものとし、公用車の車体への直接塗装及び粘着フィルム等の貼付によることはできないものとする。

- 2 前項のマグネットシートは、広告掲出期間中における車体からの剥離及び広告撤去時における車体への損傷を生じさせないものでなければならない。
- 3 広告の位置及び枠数等は、公用車の用途及び運行の妨げとならない範囲において、市長が別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、広告掲載の開始日の属する年度の末日までの間とし、原則1ヶ月単位で認めるものとする。

(費用負担)

第5条 広告の掲載料は別に市長が定めるものとする。

- 2 公用車への広告の掲出及び広告の撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告掲出期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとする。
- 4 広告の撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復するものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市ホームページ等による公募により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定によるもののほか、広告要綱第7条第2項第2号に規定する方法により広告の募集を行うことができるものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者は、岸和田市公用車広告掲載申出書（様式第1号）及び誓約書

(様式第2号)に掲載しようとする広告案その他市長が必要と認める書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の審査・決定)

第8条 市長は、前条の申込を受理したときは、公用車広告についての適正な運営を図るため、第2条に掲げる広告内容と広告要綱第4条に規定する広告主の制限事項について審査する。

2 市長は、前項の審査について疑義が生じたときその他必要があるときは、広告要綱第12条第1項第2号の規定に基づき、岸和田市広告収入事業審査委員会において、広告掲載の可否を審査する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に岸和田市公用車広告掲載決定通知書(様式第3号)により通知する。

(広告内容の変更)

第9条 前条により決定を受けた広告主は、掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、岸和田市公用車広告変更申請書(様式第4号)に変更する広告の案を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、広告の変更の可否を決定したときは、その結果等について申込者に岸和田市公用車広告掲載変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(広告掲載の中止)

第10条 市長は、広告要綱第10条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止することができる。

(1) 指定する期日までに広告主が広告の掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が広告要綱第9条の規定による広告の内容の訂正又は削除の要求に従わないとき。

2 市長は、広告要綱第10条又は前項の規定により広告掲載を中止したときは、岸和田市公用車広告掲載中止通知書(様式第6号)により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公用車への広告掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

岸和田市公用車広告掲載申出書

年 月 日

岸和田市長 様

公用車への広告掲載を行いたいので、岸和田市広告収入事業実施要綱及び岸和田市公用車広告掲載要綱の規定を了承の上、次のとおり申出します。

広 告 掲 載 希 望 者	所 在 地		〒
	ふ り が な 名 称		
	ふ り が な 代表者職氏名		印
	業 種		
	担 当 者	部 署	
		ふりがな 氏 名	
	連 絡 先	電話番号	
		FAX 番号	
		E メール	
掲 出 希 望 台 数			台
掲 出 希 望 期 間			年 月 日 ～ 年 月 日 まで
掲 出 希 望 面 積			m ² （縦 cm×横 cm）
広告の内容及び仕様			（※広告原稿については別途添付してください。）

裏面あり

【添付書類】

- ・ 広告原稿（様式任意）
- ・ 企業概要のわかる種類（会社のパンフレットなど）

同意兼誓約書欄

- ・私は、公用車広告掲載者募集に関し、申込み時から契約期間終了までの間において、市長が以下①②の課税状況及び納税状況を確認することに同意します。
 - ①岸和田市が事業所（本店・支店等）に対して課税する市税
 - ②岸和田市が代表者に対して課税する市税
- ・私は、申込みに当たり、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条各号の規定に該当しないこと、及び封筒に掲出する広告内容が同要綱第5条第1項各号の規定に該当しないことを誓約します。

署名欄（※上記申込事業者欄に記載のものと同一内容を記載し、同じ印を押印してください。）

（フリガナ） 事業者名		
代表者 （職・氏名・実印）		⑩

誓 約 書

私は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市広告収入事業実施要綱に基づき、広告収入事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札・契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則第 2 条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、岸和田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岸和田市から大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明した場合には、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、岸和田市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が岸和田市の市有財産等を広告掲載のために媒体として活用する際に、広告物の制作及び掲出等を他の企業等へ委託する場合又は当該市有財産等への広告掲載を他の企業等へ斡旋し販売する場合は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者を委託先又は斡旋先の企業等から排除します。
- 6 前項の委託先又は斡旋先の企業等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明し、岸和田市から委託等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 7 私は、岸和田市との契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、岸和田市長に報告し、所管警察署に届出します。

岸和田市長 様

年 月 日

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者 職・氏名

生年月日

年 月 日 生

実印

○岸和田市暴力団排除条例(抜粋)

(参 考)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
 - (6) 公共工事等及び売払い等について契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加資格の登録を希望する者又は契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○岸和田市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請

様式第3号（第8条関係）

岸和田市公用車広告掲載決定通知書

年 月 日

様

岸和田市長 永野 耕平 印

年 月 日付けで申込みのあった公用車広告掲載について、下記のとおり承認【する・しない】ことを決定したので通知します。

広告掲載を承認する公用車	別紙のとおり
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日までの ヶ月 日間
広告掲載料（台数）	円（ 台）
広告掲載の条件	(ア) 広告掲載料は、掲載期間開始の2週間前までに納付すること。 (イ) 広告の内容を変更する場合は、事前に市の承認を得ること。 (ウ) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。 (エ) 承認の決定を取消しした場合において、市は損害賠償の責任を一切負わないこと。 (オ) この承認決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。 (カ) その他岸和田市有公用車広告掲載要綱を厳守すること。
承認しない場合の理由	
その他	

様式第 4 号（第 9 条関係）

岸和田市公用車広告変更申出書

年 月 日

岸和田市長 様

公用車へ掲載中の広告を変更したいので、下記のとおり申出します。

広 告 掲 載 更 新 希 望 者	所 在 地		〒
	ふ り が な 名 称		
	ふ り が な 代表者職氏名		印
	担 当 者	部 署	
		ふりがな 氏 名	
	連 絡 先	電話番号	
		FAX 番号	
		E メール	
広告内容を変更する車両 の車両番号			
広告の変更内容及び仕様			

【添付書類】

- ・変更後の広告原稿（様式任意）

岸和田市公用車広告変更決定通知書

年 月 日

様

岸和田市長 永野 耕平 印

年 月 日付けで申込みのあった公用車広告掲載について、下記のとおり承認【する・しない】ことを決定したので通知します。

1 広告掲載を承諾する公用車

別紙のとおり

自動車の種別

車名等

自動車登録番号又は車両番号

2 広告掲載を承諾する期間

年 月 日 ～ 年 月 日までの ヶ月 日間

3 広告掲載の条件

(ア) 広告の内容を変更する場合は、事前に市の承認を得ること。

(イ) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(ウ) 承認の決定を取消しした場合において、市は損害賠償の責任を一切負わないこと。

(エ) この承認決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

(オ) その他岸和田市有公用車広告掲載要綱を厳守すること。

岸和田市公用車広告掲載中止通知書

年 月 日

様

岸和田市長

印

年 月 日付けで承認した公用車広告掲載について、下記理由により掲載の中止を決定したので通知します。

- 1 広告掲載を中止する公用車
自動車の種類別
車名等
自動車登録番号又は車両番号
- 2 広告掲載を中止する理由